

白馬岩岳スノーフィールド スキースクール事業活動規約

株式会社岩岳リゾート（以下「当社」という）は、白馬岩岳スノーフィールド（以下「当スキー場」という）における、スキー・スノーボードに代表されるスノースポーツの指導等営利を目的としたスキースクール事業活動（以下「営業活動」という）について、次の通り規約（以下「本規約」という）を定める。

第1条（目的）

本規約は、当スキー場における営業活動について定めるもので、当スキー場を利用する全てのお客様及び当スキー場従業員の安全確保、並びにスノースポーツの発展と安全活動の健全な発展を目的とする。

第2条（本規約の対象）

本規約は、当スキー場で営業活動を行う者（以下「営業活動者」という）の全てを対象とする。

第3条（事業許可の範囲）

本規約において当社が許可する営業活動の内容は、次の通りとする。

- ①当スキー場内における、外国語によるスキー・スノーボード等の指導活動「スキースクールレッスン事業」
- ②当スキー場内における、外国語によるお客様への観光案内・リゾート案内活動「ガイド事業」
- ③当スキー場内でその他事業を展開する場合、営業活動者が営業活動等を書面により提出し当社の許可を得た事業

第4条（登録申請）

営業活動者は、本規約に基づき、第5条に記載の必要書類を提出するとともに登録申請を行い、当社の許可を得て、当スキー場で営業活動を行わなければならない。

第5条（申請手続き）

営業活動者は、事前に次の必要書類を提出し、申請しなければならない。

- ①白馬岩岳スノーフィールドでのスキースクール事業活動申込書兼同意書
 - ②全インストラクター名簿の一覧（形式は問わない）
 - ③全インストラクターの就労可能な在留資格の写し
 - ④全インストラクターの有効な指導員資格の写し
 - ⑤活動するユニホームの画像（前側、後ろ側）
 - ⑥日本国内で適用される第三者損害賠償責任保険（1事故3億円以上）の証書の写し
2. 営業活動者は営業活動の申請に際し、次の条件を満たさなければならない。
- ①Hakuba Valley 内にスキースクール事務所の設置または登記登録住所があること
 - ②緊急時に日本語で対応できるスタッフが常駐していること

第6条（許可審査）

当社は、申請内容を審査した結果、営業活動を許可するに適切ではないと判断した場合、営業活動を許可しないことがある。

第 7 条（登録申請料の納付）

営業活動を許可された営業活動者は、営業活動実施日までに次の登録申請料を納付しなければならない。

①HAKUBA VALLEY 内の他スキー場で認められている公認の営業活動者

登録申請料：300,000 円

②上記以外の営業活動者

登録申請料：500,000 円

2. 登録申請料を納付後、当スキー場で営業活動を実施しないこととなった場合でも、登録申請料の払い戻しはされない。

第 8 条（権利義務の譲渡）

営業活動者は、本規約に基づく地位及び一切の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継し、引き受けさせ、若しくは担保に供する等、一切の処分をしてはならない。

第 9 条（営業活動の条件）

営業活動者は、本規約を遵守するとともに、次の事項を遵守し、安全で安心な営業活動を行わなければならない。

①各種法令

②白馬岩岳スノーフィールド約款

③Hakuba Valley Safety Tips

④スノースポーツ安全基準

⑤営業活動中は当社が貸与する腕章を着用すること

第 10 条（広告物、設置物の許可）

当スキー場内において、営業活動に準ずる広告物、バナー・フラッグ等設置物の設置は認めない。但し、営業活動における集合場所の目印として短時間の設置の場合、営業活動者は当社の許可を得て設置することができる。

第 11 条（安全配慮義務）

営業活動者は、事故の防止に必要な措置を行い、当スキー場における事故発生時の連絡等の緊急措置及び事後措置について万全を期するものとする。

2. 万が一の場合に備えて、営業活動者は日本国内で有効な第三者損害賠償責任保険（保険金額 3 億円以上）を付保するものとし、その証書の写しを当社に提出するものとする。

第 12 条（事業報告）

営業活動者は、冬期シーズン終了後の 4 月末日までに当スキー場における営業活動の月別の利用者数、売上報告を当社に提出する。

第 13 条（承諾事項）

営業活動者は、当スキー場の自然環境を理解し、また当社が目指す方向性に従い、協調性を持って営業活動を営むものとする。

2. 当スキー場におけるルールを遵守し、モラルを持った営業活動を行うこととする。

3. 指定駐車場利用を遵守する事とする。

第 14 条（登録の解除）

営業活動者は、次の各号のいずれかに該当した場合、直ちに登録を解除される。

- ①本規約に係る業務について信義を旨とし誠実に遂行する義務に違反したとき
- ②本規約に係る重要な事項について故意又は重過失により事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしたとき
- ③本規約に違反し、違反の是正を求められた場合において、直ちにその違反の是正を行わなかったとき
- ④虚偽の言動その他によって当社の信用を著しく傷付けたとき、又は相手方に重大な不利益をもたらしたとき
- ⑤当社の承諾なく第三者へ営業活動の権利を譲渡したとき
- ⑥第 11 条に定める事業報告を怠ったとき
- ⑦営業活動者の雇用する従業員が、刑法その他刑罰法規の各規程に違反する行為を行い、その犯罪事実が明らかになったとき
- ⑧法令違反、重大な背信行為、その他社会通念を逸脱した行為を行ったとき
- ⑨当社スキー場を利用するお客様に対して迷惑行為を行ったことが認められたとき
- ⑨その他、本規約の遵守を継続することが不相当と認められる重大な事由が生じたとき

第 15 条（反社会的勢力の排除）

営業活動者は、次の各号に掲げる事項を表明し、保証する。

- ①会社又は会社の役員（取締役、執行役及び監査役その他これらに準じる地位にある者をいう。以下同じ）、従業員、主要な株主及び取引先が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という）ではないこと
 - ②反社会的勢力が経営に関与していないこと
 - ③会社又は会社の役員等が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力の維持、運営に協力若しくは関与している事実がないこと
 - ④会社又は会社の役員等が意図して反社会的勢力と交流を持っている事実がないこと
2. 営業活動者は、自ら又は第三者を通して次の各号に掲げる行為を行わないことを表明し、保証する。
- ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
 - ⑤その他、前各号に準ずる行為
3. 営業活動者が次の各号の一に該当したときは、何ら通知、催告を要せず、また自己の債務の履行提供をせずに、直ちに営業活動者の登録は解除され、当社はこれにより被った損害の賠償を請求できる。
- ①本条第 1 項各号の一に該当しないことが認められるとき
 - ②本条第 1 項の規定に基づく表明保証につき、虚偽の申告を行ったことが判明したとき
 - ③前項各号の一に該当する行為を行ったとき

第 16 条（秘密保持）

本規約に関連して知り得た当社の営業上、技術上その他一切の秘密を第三者に漏洩してはならず、本規約の目的以外に用いてはならない。

第 17 条（個人情報保護方針）

本規約に基づき当社が知り得る情報の管理及び取り扱いについては、当社が別途定める個人情報保護方針によるものとする。

第 18 条（損害賠償）

本規約に違反したことにより営業活動者が当社に損害を与えた場合、当社は営業活動者に対し、相応の損害賠償を請求する。

2. 営業活動者又はその受講者が第三者に損害を与えた場合、営業活動者は自己の責任と費用をもってこれを解決し、当社に損害を与えてはならない。
3. 当社は、当スキー場の天候等の理由により、営業活動者の営業活動が変更、停止または中止され、営業活動者に損害が生じた場合であっても、営業活動者に対して損害賠償等の一切の責任を負わない。
4. 営業活動者は、その受講者間およびその受講者と第三者間との紛争について全責任を負うものとし、当該紛争が原因で当社に損害を与えた場合、当社に対して当該損害を賠償する責を負う。

第 19 条（費用）

本規約を履行するにあたり当社と営業活動者相互間に要した通信費・手数料は全て発信者側の負担とする。

第 20 条（調査に応じる義務）

当社の事情により、本規約の内容及びその関連事項等について調査を要請した場合、営業活動者は誠実かつ速やかにこれに応ずるものとする。

第 21 条（合意管轄）

本規約に関する一切の紛争・訴訟についての第一審の専属的合意管轄裁判所を被告の本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所とすることに合意する。

第 22 条（協議事項）

本規約に定めのない事項、あるいは本規約の解釈に疑義が生じたときには、当社と営業活動者は信義誠実の原則の精神に基づき、別途協議して解決する。

第 23 条（本規約の改定）

本規約は予告なく改定される。

制定日：2025 年 12 月 5 日

改定：2026 年 8 月 8 日